

大切な人権…新型コロナウイルス禍での 女性と子どももの今

あなたを守る憲法・民法の制度から解決策を探る



新型コロナウイルス感染症の発生により、世の中が混乱し、社会の有り様も大きく変化し、その対応に困惑しています。この状況の中、人権の面では、無視や差別、誹謗中傷の拡散、自殺の急増などの問題が聞かれます。また、テレワークの促進や自粛生活の長期化などから、家庭内でのDVの増加なども聞かれ、女性や子どもに困難が発生しています。

この講座では、女性や法律問題に詳しい専門家をお招きして、羽村市民とりわけ女性に、この閉塞状況の中で起こっている困難を“女性と子どもの人権を守る面”から考え、憲法・民法をはじめとする法律の制度から、その解決策を探っていただきます。

講師：北田 真理（きただ まり）さん

杏林大学 総合政策学部 准教授（博士（法学））

☆研究テーマ：民法（家族法）、国際私法（国際家族法）

☆専門分野（大学院）：ハーグ子奪取条約

☆担当科目：【学部】ベーシック法律、民法総論、物権法、不動産取引と法（担保物権）、家族法、プレゼミ、学際演習（子育て支援を考える）【大学院】家族法特論、比較法特論



新型コロナウイルス感染症拡大防止について

- ・席の間隔に余裕を持たせた座席配置としています。
- ・ご参加の際は、マスク着用や手指消毒など新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。
- ・当日の体温が37.5℃（または平熱+1℃）以上ある場合や体調が優れない場合は、参加をお控えください。
- ・感染状況により延期・中止となる場合があります。予めご了承ください。

■日 時：令和3年9月5日（日） 午後1時30分～午後3時30分

■会 場：羽村市生涯学習センターゆとろぎ 講座室1

■対 象：一般

■定 員：30名（先着順）

■受 講 料：無料

■申込期間：6月15日（火）（市外在住の方は6月22日（火））から定員に達するまで

■申込方法：午前9時から午後8時までに、電話、電子申請サービス、または直接ゆとろぎへ

■主 催：羽村市教育委員会

■企画・運営：ゆとろぎ協働事業運営市民の会

■問 合 せ：羽村市生涯学習センターゆとろぎ Tel：042-570-0707（祝日を除く月曜休館）



電子申請QRコード